

公益財団法人精神分析武田こころの健康財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人精神分析武田こころの健康財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、精神分析学及びこれに関連する精神療法学、心理学、精神医学等の科学分野（以下「精神分析学関連諸科学」という）の研究を助成、振興するほか、関連する事業を推進し、もって国民のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神分析学及びこれに関連する精神分析学関連諸科学の研究に対する助成
- (2) 前号の研究に関する学会、研究会、その他に対する助成
- (3) 前1号の研究に関する国際交流および研究情報交換に対する助成
- (4) 前1号の研究に関する講演会・相談等の事業の実施
- (5) 公共性の高い精神保健福祉関連団体の講演会等の啓発活動及び相談活動に対する助成
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業並びに関連する事業

2 前項の事業については、主として日本国内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行の登記をした日の前日の財産目録のうちの基本財産として記載した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会および評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、この法人は、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産の一部を処分および基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供する場合には、理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「収支予算書等」という)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の文書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、認定および登記に関する書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に記載するものとする。

第4章 評議員および評議員会

第1節 評議員

(定 数)

第 11 条 この法人に、評議員 7 名以上 14 名以内を置く。

(選 任 等)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員はこの法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(任 期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 11 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としてその権利義務を有する。

(報 酬 等)

第 14 条 評議員の報酬等は毎年総額 1,000,000 円を超えないものとする。

- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規定の基準による。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 役員および評議員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
 - (3) 役員の報酬等の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 基本財産の処分または除外の承認
 - (7) 理事会において評議員会へ付議された事項
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法令に定められた事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、その他必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、当日出席した評議員の中からその都度選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員、理事、監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 第1項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 20 条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成保存しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 23 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、理事及び監事（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 理事 6 名以上 12 名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任 等)

第25条 役員は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長が欠けたとき又は、事故のあるときは、常務理事がその業務執行に関わる職務を代行する。
- 5 理事長および業務執行理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる
- (3) 前2項に定めるもののほか、監事は法令に定められた権限を行使する。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員は前1項および前2項に関わらず前任者の任期満了までとする。
- 4 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、

新たに選任された者が就任するまでは、なおその役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第 29 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項第 1 号の場合、評議員会は決議前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第 30 条 役員に対して、その職務の対価として、評議員会の決議で別途定めた総額の範囲内で、なおかつ評議員会で定めた役員及び評議員の報酬及び費用に関する規定の基準に従って、報酬等を支給することができる。

第 2 節 理事会

(設 置)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定および解職

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で次の 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故により招集できない場合又は欠けた場合には、常務理事が招集する。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁

決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第 26 条5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 前項の規定に関わらず理事長が欠席した場合は、出席した理事全員および監事が議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

(1) 研究および普及活動助成選考委員会

(2) その他理事会が必要と認めた委員会

2 前項により設置される委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規定による。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 12 条第 1 項に規定する評議員の選任および解任の方法については、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の4分の3以上の議決を経て、変更することができる。

- 3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項の変更以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能およびその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議によりこれに相当する額の財産を1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に該当するもの、または国若しくは地方公共団体又は贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第9章 公告の方法

((公告))

第46条 この法人の公告は電子広告による

- 2 やむを得ない事由により前項の公告ができない場合は官報に掲載する方法による

第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第

- 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 武田 専
乾 吉佑
牛島 定信
奥田 尚史
小倉 清
狩野 力八郎
川村 恒明
武田 龍太郎
行山 康

監事 新居 賢之助
田村 紀彦

- 4 この法人の最初の代表理事は武田 専とし、業務執行理事は武田 龍太郎とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 岩崎 徹也
瓜生 武
大野 裕
鹿島 晴雄
武田 一衛
武田 健三
坪井 康次